

おくやみハンドブック

うるま市

Uruma City



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

うるま市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

事前準備について

うるま市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

2ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、うるま市役所へお越しください。



施設案内

●うるま市役所【本庁舎】

所在地 うるま市みどり町一丁目1番1号

HP <https://www.city.uruma.lg.jp>

TEL 098-974-3111 (代表)

開庁時間 月～金曜日 8:30～17:15
(休日・祝日・年末年始を除く)

うるま市役所【本庁舎】のフロアマップをご覧になりたい方は、
お手数ですが「うるま市ホームページ」からご確認ください。

インターネットで 検索

と検索いただくか、右の二次元コードを読み取りください。

うるま市
ホームページ▶



●出張所一覧

名称	住所	電話番号
石川出張所	うるま市石川石崎一丁目1番	098-965-5609
勝連出張所	うるま市勝連平安名3047番地	098-978-7193
与那城出張所	うるま市与那城中央1番地	098-978-2655

各出張所への
アクセスマップは
こちらから▶



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（国民年金証書、年金機構発行の振込はがきまたは年金手帳）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、火葬許可証など）
- 介護保険被保険者証
- 医療福祉費受給者証（マル福）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

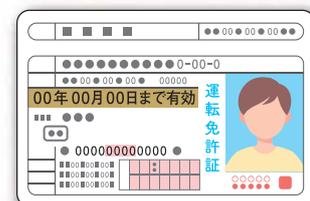
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (27・34 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (37 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (38 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (37 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (38 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

うるま市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当事項	主な手続き	☑	詳細ページ
住民登録	死亡の記載がされた戸籍謄本等が必要	●死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行	<input type="checkbox"/>	P7
	死亡診断書(死亡届)の写しが必要	●死亡診断書(死亡届)の写しの発行	<input type="checkbox"/>	P7
	世帯主であった	●世帯主の変更(変更届)	<input type="checkbox"/>	P8
	印鑑登録をしていた	●印鑑登録証(カード)の返還	<input type="checkbox"/>	P8
	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	●カードの返納	<input type="checkbox"/>	P9
年金	国民年金に加入していた方、または国民年金を受給していた方	●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求 ●遺族基礎年金の請求 ●未支給年金の請求	<input type="checkbox"/>	P10
	その他年金に加入及び受給していた方	年金の種別や加入状況により、手続き先、ご準備いただく書類が異なりますので直接お問い合わせください。(市役所以外での主な手続き一覧をご参照ください)	<input type="checkbox"/>	P33
国民健康保険	国民健康保険に加入していた	●各種証の返却 ●葬祭費の支給申請	<input type="checkbox"/>	P11
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険に加入していた	●各種証の返却 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の振込口座の変更 ●保険料の還付申請	<input type="checkbox"/>	P12 P13
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた	●介護保険喪失届の提出 ●介護保険被保険者証等の返還 ●介護保険料の精算 ●介護保険料還付請求書の提出 ●介護保険認定申請取下書の届出	<input type="checkbox"/>	P14
	高額介護サービス費等の支給を受けていた	●振込口座の変更	<input type="checkbox"/>	P14
	高齢者福祉サービス(介護保険外サービス)を受けていた	●各種サービスの廃止手続き ●緊急通報システム機器の返還 ●福祉電話の返還 ●支給証・受給者証の返還	<input type="checkbox"/>	P15

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	該当事項	主な手続き	<input type="checkbox"/>	詳細ページ
税金	市県民税を納めていた	●相続人代表者の指定	<input type="checkbox"/>	P16
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	●廃車 ●名義変更	<input type="checkbox"/>	P16
	未登記家屋を所有していた	●未登記家屋の名義変更	<input type="checkbox"/>	P17
	固定資産を所有していた	●現所有者申告	<input type="checkbox"/>	P17
	納税していた方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	●今後の納税に関する手続き納付について(口座振替の変更または停止等)	<input type="checkbox"/>	P18
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していた	●各種障害者手帳の返還	<input type="checkbox"/>	P19
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受給していた	●受給者死亡届 ●未支払手当請求	<input type="checkbox"/>	P19
	重度心身障害者(児)医療費助成を受給していた	●喪失届、助成金の相続	<input type="checkbox"/>	P20
	自立支援受給者証(精神通院・更生医療・育成医療)を所持していた	●受給者証の返還	<input type="checkbox"/>	P20
	障害福祉サービス受給者証、通所受給者証を所持していた	●受給者証の返還 ●障害福祉サービス等申請取り下げ ●保護者の変更及び利用者負担額減額・免除等変更申請	<input type="checkbox"/>	P21
	緊急通報システム機器、福祉電話を設置していた方	●喪失届	<input type="checkbox"/>	P21
	沖縄県心身障害者扶養共済制度に加入していた。または、制度による年金を受給していた。(加入者・加入者に扶養されていた心身障害者・年金管理者)	●死亡届書 ●年金支払請求(加入者) ●弔慰金支払請求(加入者に扶養されている心身障害者) ●年金管理者変更届(年金管理者)	<input type="checkbox"/>	P22

区分	該当事項	主な手続き	✓ <input type="checkbox"/>	詳細ページ
こども	児童手当の支給対象児または受給者であった	(児童手当を受給していた方) ●未支払請求書の提出 ●新規認定請求書の提出 (児童手当支給対象の児童の方) ●受給事由消滅届または減額改定届の提出	<input type="checkbox"/>	P23
	児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給対象児または受給者であった方	(児童扶養手当を受給していた方) ●受給者死亡届、未支払手当請求書 (児童扶養手当対象児童) ●資格喪失届、額改定届 (特別児童扶養手当を受給していた方) ●受給者死亡届、未支払手当請求書 (特別児童扶養手当対象児童) ●資格喪失届、額改定届	<input type="checkbox"/>	P24
	こども医療費助成、母子及び父子家庭等医療費助成を受給していた方・受給していた方の保護者の方	(受給していた方) ●こども医療費助成金受給資格者証 母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証 児童の死亡の場合、受給していたどちらかの受給者証を返還 (受給していた方の保護者) ●振込口座の変更 現在振込口座を設定していた保護者が死亡した場合に変更が必要	<input type="checkbox"/>	P25
生活保護	生活保護を受給していた	●保護課への連絡	<input type="checkbox"/>	P26
	葬儀費用を工面することが困難な方	●保護課に相談	<input type="checkbox"/>	P26
水道	上下水道を使用していた	●水道の開閉栓・名義変更 ●振替口座の変更等	<input type="checkbox"/>	P27
市営住宅	市営住宅・改良住宅に入居していた	●入居者名義変更申請書 ●市営住宅同居者異動届 ●市営住宅(店舗)明渡し届	<input type="checkbox"/>	P28
その他	犬を飼っていた	●所有者の変更届	<input type="checkbox"/>	P29
	森林を所有していた	●(新たに森林の土地の所有者となった方)森林法第10条の7の2第1項の規定による届出 (森林の土地の所有者となった旨の届出等)	<input type="checkbox"/>	P29
	農地を相続された方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出	<input type="checkbox"/>	P30
	パスポートの返納	●パスポートの返納	<input type="checkbox"/>	P30

1. 住民登録・戸籍等に関する手続き

死亡の記載がされた戸籍謄本等が必要

手続き詳細	期 限
死亡届を提出後、約1週間で発行可能となります。	
	手続き可能な人
	・配偶者、直系尊属または直系卑属 ・上記の方からの委任状がある方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 (P2 参照) <input type="checkbox"/> 手数料	本庁東棟 1 階 1 番窓口 市民課 ☎ 973-3206 各出張所窓口 (石川・勝連・与那城)

死亡診断書 (死亡届) の写しが必要

手続き詳細	期 限
死亡届の写しは特別な事由がある場合に限り、請求の事由を明らかにして交付請求することができます。	死亡届提出日の翌月20日ごろまで ※それ以降は管轄法務局での請求になります。
	手続き可能な人
	・利害関係人 (保険受取人等) で、かつ親族の方 ・上記の方からの委任状のある方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 (P2参照) <input type="checkbox"/> 利害関係人であることが確認できる書類等 <input type="checkbox"/> 手数料 ※死亡届出人以外の方が請求する場合は、続柄を確認できる戸籍等が必要になる場合があります。	本庁東棟 1 階 1 番窓口 市民課 戸籍係 ☎ 973-3206

世帯主であった

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主であった場合で、同じ世帯に世帯員（15歳以上の方）が2人以上いるときは、新たな世帯主を定める世帯主変更の手続きが必要です。 ※残された世帯に、15歳以上の方がお一人の場合は、自動的にその方が世帯主となるため、手続きは不要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 ・同一世帯員 ・上記の方からの委任状がある方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（P2参照） <input type="checkbox"/> 委任状（届出人が別世帯の場合）	本庁東棟1階2番窓口 市民課 ☎ 973-3206 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）

印鑑登録をしていた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録していた場合、印鑑登録証を返還してください。 ※亡くなられた日をもって使えなくなりますので、各自ではさみを入れて破棄していただくことも可能です。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 故人の印鑑登録証（カード）	本庁東棟1階2番窓口 市民課 ☎ 973-3206 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）

1. 住民登録・戸籍等に関する手続き

マイナンバーカードおよび通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方のマイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードは無効となり、返納していただく必要はありません。相続等の各種手続きで亡くなられた方の個人番号（マイナンバー。以下「個人番号」という。）の提示を求められる可能性がありますので、返納を希望される場合は、各種手続終了後に返納してください。</p> <p>【その他】 亡くなられた方がマイナンバーカードや通知カードをお持ちでなかった場合、その方の個人番号を知ることができません。各種手続きで個人番号の提出を求められた場合、個人番号を記載しなくても手続きをできる場合があります。詳しくは提出先にお問い合わせください。</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード</p>	<p>本庁東棟 1 階 市民課（マイナンバーコーナー）</p> <p>☎ 989-5410</p> <p>各出張所窓口（石川・勝連・与那城）</p>

MEMO

2. 国民年金に関する手続き

国民年金に加入していた方、または国民年金を受給していた方

手続き詳細	期 限
<p>年金の手続きは、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。まずは窓口で「受給要件」を確認してから必要書類をご案内いたします。</p> <p>その他の年金に加入及び受給していた方… 年金の種別や加入状況により、手続き先、ご準備いただく書類が異なりますので直接お問い合わせください。(市役所以外での主な手続き一覧をご参照ください)</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>—</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>●寡婦年金の請求</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認書類 (P2 参照)</p> <p>●死亡一時金の請求</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認書類 (P2 参照)</p> <p>●遺族基礎年金の請求</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認書類 (P2 参照)</p> <p>●未支給年金の請求</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認書類 (P2 参照)</p>	<p>本庁東棟 1 階 3 番窓口 市民課 (国民年金係) ☎ 973-5498</p>

MEMO

3. 国民健康保険に関する手続き

各種証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、発行されている各種証（「必要なもの」欄に記載のあるもの）を国民健康保険課へご返却ください。	すみやかに
	手続き可能な人
	必要なものを持参できる方であればどなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証（該当の方のみ） <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証（該当の方のみ） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（該当の方のみ）	本庁東棟 1 階 国民健康保険課 （国保給付係） ☎ 989-5347・ （賦課資格係） ☎ 973-3202 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）

葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合には葬祭費を葬祭執行者（喪主）の方へ支給いたしますので「必要なもの」欄に記載のある書類を準備して申請を行って下さい。	葬儀を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人
	必要なものを持参できる方であればどなたでも可（申請内容に関してお伺いすることがありますので、なるべく説明できる方が望ましいです）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（返却済の場合は不要） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と葬祭執行者の氏名（フルネーム）が確認できるもの（例）葬儀代又は火葬代の領収書・火葬許可証・新聞お悔やみ欄など（いずれか1つ） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 委任状（葬祭執行者以外の口座に振込希望の場合）	本庁東棟 1 階 国民健康保険課（国保給付係） ☎ 989-5347 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）

4. 後期高齢者医療保険に関する手続き

各種証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、被保険者証及びその他各種証の返却の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 必要なものを持参できる方であればどなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証（該当の方のみ） <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証（該当の方のみ） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（該当の方のみ）	本庁東棟 1 階 8 番窓口 国民健康保険課（後期高齢者医療係） ☎ 973-3177 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）

葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、葬祭執行者に対して葬祭費を支給するため、請求の手続きが必要です。	葬儀を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人 必要なものを持参できる方であればどなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（返却済の場合は不要） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と葬祭執行者の氏名（フルネーム）が確認できるもの（例）葬儀代又は火葬代の領収書・火葬許可証・新聞お悔やみ欄など（いずれか 1 つ） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 委任状（葬祭執行者以外の口座に振込希望の場合）	本庁東棟 1 階 8 番窓口 国民健康保険課（後期高齢者医療係） ☎ 973-3177 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）

4. 後期高齢者医療保険に関する手続き

高額療養費等の振込口座の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に高額療養費等の医療給付が発生していた場合、給付の受取人を亡くなられた方から相続人代表者へ変更する手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 必要なものを持参できる方であればどなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳	本庁東棟 1 階 8 番窓口 国民健康保険課（後期高齢者医療係） ☎ 973-3177 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）

保険料の還付申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に保険料の還付が発生していた場合、相続人口座へ還付するため、請求の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 必要なものを持参できる方であればどなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑（認印可）	本庁東棟 1 階 8 番窓口 国民健康保険課（後期高齢者医療係） ☎ 973-3177 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が65歳以上の方、または40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けていた方の場合、次の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険喪失届の提出 ●介護保険料の精算 ●介護保険被保険者証等の返還 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 ●介護保険料還付請求書の提出 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑（認印可） <input type="checkbox"/> 振込先の通帳 ●介護保険認定申請取下書の届出 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（P2参照） 	本庁東棟2階 介護長寿課 ☎ 973-3208 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）

高額介護サービス費等の支給を受けていた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高額介護サービス費の支給を受けていた場合は、手続きが必要となる場合があります。	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●振込口座の変更 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑（認印可） <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳 	本庁東棟2階 介護長寿課 ☎ 973-3208 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）

5. 介護保険に関する手続き

高齢者福祉サービス（介護保険外サービス）を受けていた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者福祉サービスを利用していた場合には、次の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●各種サービスの廃止手続き ●緊急通報システム機器の返還 ●福祉電話の返還 ●支給証・受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 紙おむつ等支給証、外出支援受給者証 	本庁東棟 2 階 介護長寿課（高齢者福祉係） ☎ 973-3208

MEMO

6. 税金に関する手続き

市県民税を納めていた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市県民税を納付していた（課税されていた）場合、相続人代表者の指定手続きをしてください。	すみやかに ※窓口での手続きが確認できない場合は、市民税課より相続人代表者指定 届の書類を送付いたします。その際は、送付日から1か月程度の提出期限を設けております。
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
●相続人代表者の指定 <input type="checkbox"/> 窓口に来庁する方の本人確認書類 (P2 参照)	本庁東棟 1 階 4 番窓口 市民税課 ☎ 973-5382

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車を所有していた場合、相続人による廃車・名義変更手続きが必要になります。 ※相続人以外が窓口で手続きする際は委任状をご持参ください。 ※相続人以外の第3者に譲渡する場合は、相続人による廃車手続き後、譲渡された方が新規登録してください。	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
●廃車 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書（原本） <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 相続人申立書 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 (P2 参照) ●名義変更 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書（原本） <input type="checkbox"/> 相続人申立書 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 (P2 参照)	本庁東棟 1 階 4 番窓口 市民税課 ☎ 973-5382

6. 税金に関する手続き

未登記家屋を所有していた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が未登記家屋（法務局で登記されていない建物）を所有していた場合は、資産税課で名義変更の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未登記家屋所有者名義変更願（様式あり） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は法定相続情報証明 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書（相続人全員分）	本庁東棟 1 階 5 番窓口 資産税課 ☎ 973-5394

固定資産を所有していた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が固定資産を所有していた場合は現所有者申告書の提出が必要です。（但し、3ヶ月以内に相続登記を完了した場合は必要ありません。）	現所有者であることを知った日から3ヶ月以内
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 固定資産税現所有者申告書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は法定相続情報証明	本庁東棟 1 階 5 番窓口 資産税課 ☎ 973-5394

7. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持していた場合、返還してください。 ※所得税の準確定申告及びその他手続きの際に各種手帳の原本またはコピーが必要となる場合があります。手帳を返還される前に各手続き先への確認および、必要に応じてコピーを取る等の対応をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	必要なものを持参できる方であればどなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input checked="" type="checkbox"/> 各種障害者手帳の返還 <input type="checkbox"/> 各種手帳	本庁東棟 1 階 10・11 番窓口 障がい福祉課 ☎ 973-5452 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた場合、次の手続きをしてください。 ※未払い手当の支払については、対象者の配偶者または扶養義務者で、対象者が亡くなられた時点においてその方と生計を同じくしていた方が支払いを受けることができます。	亡くなった日から 14 日以内
	手続き可能な人
	必要なものを持参できる方であればどなたでも可（申請内容に関してお伺いすることがありますので、なるべく説明できる方が望ましいです）
必要なもの	問い合わせ先
<input checked="" type="checkbox"/> 受給者死亡届 <input checked="" type="checkbox"/> 未支払手当請求、約定書兼口座振替申出書 <input type="checkbox"/> 支払いを受けようとする方の通帳 <input type="checkbox"/> 支払いを受けようとする方の印鑑（認印可） <input checked="" type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書	本庁東棟 1 階 10・11 番窓口 障がい福祉課 ☎ 973-5452

重度心身障害者（児）医療費助成を受給していた

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が重度心身障害者（児）医療費助成を受給していた場合、次の手続きをしてください。</p> <p>※助成を受けていない医療費がある場合、相続人が医療費助成を受けられる場合があります。詳細は障がい福祉課へご確認をお願いします。</p>	<p>すみやかに （医療費の助成については、診療月の翌月から1年以内）</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>必要なものを持参できる方であればどなたでも可（申請内容に関してお伺いすることがありますので、なるべく説明できる方が望ましいです）</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>●喪失届、約定書兼口座振替申出書</p> <p><input type="checkbox"/> 受給資格者証</p> <p><input type="checkbox"/> 対象者と相続人との関係が確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 窓口に来庁する方の本人確認書類（P2 参照） （必要に応じて書類が異なるため、詳細は障がい福祉課へご確認をお願いします。）</p>	<p>本庁東棟 1 階 10・11 番窓口 障がい福祉課 ☎ 973-5452</p>

自立支援受給者証（精神通院・更生医療・育成医療）を所持していた

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が自立支援受給者証（精神通院・更生医療・育成医療）を所持していた場合、次の手続きをしてください。</p> <p>※各受給者証を提示していない医療機関等がある場合は、返還前に医療費のお支払いについて各医療機関等へご確認ください。</p>	<p>すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>必要なものを持参できる方であればどなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>●返還届</p> <p><input type="checkbox"/> 各受給者証</p>	<p>本庁東棟 1 階 10・11 番窓口 障がい福祉課 ☎ 973-5452 各出張所窓口（石川・勝連・与那城）</p>

7. 障がい福祉に関する手続き

障害福祉サービス受給者証、通所受給者証を所持していた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービス受給者証、通所受給者証を所持していた場合、次の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	必要なものを持参できる方であればどなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、療養介護医療受給者証 ●障害福祉サービス等申請取り下げ <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、療養介護医療受給者証 ●保護者の変更及び利用者負担額減額・免除等変更申請 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証、通所受給者証 	本庁東棟 1 階 10・11 番窓口 障がい福祉課 ☎ 973-5452

緊急通報システム機器、福祉電話を設置していた方

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が緊急通報システム機器又は福祉電話を設置していた場合、次の手続きをしてください。 ※介護長寿課で設置の手続きをされた方は介護長寿課での喪失手続きとなります。	すみやかに
	手続き可能な人
	必要なものを持参できる方であればどなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●喪失届 <input type="checkbox"/> 窓口に来庁する方の本人確認書類 (P2 参照) 	本庁東棟 1 階 10・11 番窓口 障がい福祉課 ☎ 098-973-5452

8. こどもに関する手続き

児童手当の支給対象児または受給者であった

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。	亡くなった日から 15 日以内
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
(児童手当を受給していた方) ●未支払請求書の提出 <input type="checkbox"/> 未支払分を受給する児童の通帳等 ●新規認定請求書の提出 <input type="checkbox"/> 請求者本人の健康保険証 <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳等 <input type="checkbox"/> その他必要書類 (児童手当支給対象の児童の方) ●受給事由消滅届または減額改定届の提出	本庁東棟 2 階 9 番窓口 こども家庭課 ☎ 973-4983

MEMO

児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給対象児または受給者であった方

手続き詳細	期 限
児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給していた方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。	亡くなった日から 14 日以内
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<p>(児童扶養手当を受給していた方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受給者死亡届、未支払手当請求書 <input type="checkbox"/> 未支払分を受給する児童の通帳等 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <p>(児童扶養手当対象児童)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資格喪失届、額改定届 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <p>(特別児童扶養手当を受給していた方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受給者死亡届、未支払手当請求書 <input type="checkbox"/> 未支払分を受給する児童の通帳等 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の戸籍謄本（死亡日記載有） <p>(特別児童扶養手当対象児童)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資格喪失届、額改定届 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の戸籍謄本（死亡日記載有） 	本庁東棟 2 階 9 番窓口 こども家庭課 ☎ 973-4983

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

8. こどもに関する手続き

こども医療費助成、母子及び父子家庭等医療費助成を受給していた方・受給していた方の保護者の方

手続き詳細	期 限
こども医療費助成、母子及び父子家庭等医療費助成の受給資格を有していた方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
(受給していた方) ●こども医療費助成金受給資格者証 母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証 児童の死亡の場合、受給していたどちらかの受給者証を返還 <input type="checkbox"/> こども医療費助成金受給資格者証 <input type="checkbox"/> 母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証 (受給していた方の保護者) ●振込口座の変更 現在振込口座を設定していた保護者が死亡した場合に変更が必要 <input type="checkbox"/> 新たに登録する口座の通帳またはキャッシュカード	本庁東棟 2 階 9 番窓口 こども家庭課 ☎ 973-4983

MEMO

9. 生活保護に関する手続き

生活保護を受給していた方

手続き詳細	期 限
生活保護受給者がお亡くなりになった場合は、生活保護廃止となるため、すみやかに保護課へご連絡ください。	亡くなった後、すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 生活保護受給者が亡くなったことがわかる書類 (死亡届の写し)	本庁東棟 2 階 4 番窓口 保護課 ☎ 979-6552

葬儀費用を工面することが困難な方

手続き詳細	期 限
生活保護受給者が喪主を務める場合や喪主を務める方が生活保護の葬祭扶助を申請する場合、各種調査を受け葬儀費用の支払いが困難と認められた際には、葬儀費用の一部（または全部）が生活保護費として支給されることがあります。手続きにつきましては、必ず葬儀費用を支払う前に保護課までご相談ください。	葬儀費用を支払う前にすみやかに (葬儀費用を自費支払いした後は申請ができません)
	手続き可能な人 葬儀の喪主となる方
必要なもの	問い合わせ先
①喪主世帯の氏名、葬儀費用が記載された書類 ②喪主世帯の収入状況、資産状況がわかる書類	本庁東棟 2 階 4 番窓口 保護課 ☎ 979-6552

10. 上下水道に関する手続き

水道を利用していた

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が水道の使用名義人の場合、手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none">●水道の開閉栓・名義変更●振替口座の変更等<input type="checkbox"/>新たに登録する口座の通帳またはキャッシュカード<input type="checkbox"/>印鑑（銀行届出印） ※直接銀行窓口でのお手続きも可能です	水道庁舎 営業課 開閉栓・名義変更等 ☎ 975-2201 振替口座の変更等 ☎ 975-2202

MEMO

11. 市営住宅に関する手続き

市営住宅・改良住宅に入居していた

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合、次の手続きをして下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名義人が亡くなった時⇒入居者名義変更申請書または市営住宅（店舗）明渡し届 <p>※資格要件を満たした方のみ引き続き住むことが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居者が亡くなった時⇒市営住宅同居者異動届 	<p>すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●入居者名義変更申請書 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実印（新名義人・連帯保証人） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（新名義人・連帯保証人） <input type="checkbox"/> 所得証明書（新名義人・連帯保証人） <input type="checkbox"/> 完納証明書（新名義人・連帯保証人） <input type="checkbox"/> 新名義人の住民票謄本 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の住民票抄本 <input type="checkbox"/> 委任状（連帯保証人が立ち会えない場合） ●市営住宅同居者異動届 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 名義人の実印 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票除票 ●市営住宅（店舗）明渡し届 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなった名義人の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳 <p>※いずれも認印可、シャチハタ不可</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>本庁西棟 2 階 2 番窓口 施設保全課（市営住宅係）</p> <p>☎ 989-3619 株式会社レキオス</p> <p>☎ 943-0309</p>

MEMO

12. その他に関する手続き

犬を飼っていた

手続き詳細	期 限
お亡くなりになった方が犬の飼い主だった場合、次の手続きをしてください。	30 日以内
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●所有者の変更届 □ 本人確認書類（新所有者）（P2 参照） 	本庁西棟 地階 環境政策課 ☎ 973-5594

森林を所有していた

手続き詳細	期 限
個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。また、面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合は、森林の土地の所有者届出は不要です。	所有者となった日から 90 日以内（相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から 90 日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。）
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による届出 □ 本人確認書類（新所有者）（P2 参照） □ 位置図（大まかな位置が分かるもの） □ 箇所図（地番が確認できる公図など） □ その森林の登記事項証明書（写しでもよい）、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を所得したことが分かる書類 	本庁舎 西棟 1 階 農林水産整備課 ☎ 923-7622

農地を相続された方

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を所有していた場合、相続された方は次の手続きをしてください。	30 日以内
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●農地法第3条の3第1項の規定による届出 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 (P2 参照) <input type="checkbox"/> 相続したことが分かる書類の写し (登記完了後の土地登記事項証明書等) <input type="checkbox"/> 委任状 (来庁者が相続人と違う世帯の場合) 	本庁舎 西棟 1 階 農業委員会事務局 ☎ 923-7608

有効期限内のパスポートを所持していた

手続き詳細	期 限
有効期限内のパスポートを所持しており返納を希望する場合、次の手続きをしてください。 ※希望があれば、無効処理後にパスポートをお返しすることができます。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●パスポートの返納 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍、診断書等の死亡が確認できる書類のコピー <input type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類 (P2 参照) 	本庁東棟 1 階 2 番窓口 市民課 ☎ 973-3206

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 受給要件があります。年金事務所窓口でお問い合わせください。</p> <p>【手続き先】 最寄りの年金事務所（コザ年金事務所）</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	沖縄税務署 ☎ 098-938-0031 (自動音声)
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

市役所以外での主な手続き一覧

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
厚生年金に加入又は受給していた方	<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求 遺族厚生年金の請求	日本年金機構 コザ年金事務所 沖縄市胡屋2-2-52 ☎ 098-933-2267 (自動音声)
共済年金に加入又は受給していた方	<input type="checkbox"/>	問い合わせ先にご確認ください	加入されていた共済組合
企業年金に加入又は受給していた方	<input type="checkbox"/>	問い合わせ先にご確認ください	企業年金コールセンター ☎ 0570-02-2666 (自動音声)
農業者年金に加入又は受給していた方	<input type="checkbox"/>	農業者年金死亡関係届	お住まいの地域のJA窓口
恩給を受給していた方	<input type="checkbox"/>	問い合わせ先にご確認ください	総務省恩給相談電話 ☎ 03-5273-1400
遺言書の検認・開封	<input type="checkbox"/>	検認・開封	那覇家庭裁判所 沖縄支部 沖縄市知花 6-7-7 ☎ 098-939-0017 (ダイヤル・イン)
相続放棄	<input type="checkbox"/>	相続放棄の申立て	
不動産登記関係	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等相続登記	那覇地方法務局 沖縄支局 沖縄市知花 6-7-5 ☎ 098-937-3267
国税関係 (相続税・所得税・消費税)	<input type="checkbox"/>	相続税・所得税・消費税申告	沖縄税務署 沖縄市東 2-1-1 ☎ 098-938-0031 (自動音声)
国債を所有していた方	<input type="checkbox"/>	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の郵便局
県営住宅に入居していた方	<input type="checkbox"/>	退去手続き・世帯の変更 (世帯員の減)	沖縄県住宅供給公社 収入調査係 那覇市旭町 114-7 ☎ 098-917-2435 沖縄県住宅供給公社 コザ出張所 沖縄市胡屋 4-14-31 ☎ 098-988-7686
	<input type="checkbox"/>	名義人変更	沖縄県住宅供給公社 入居係 那覇市旭町 114-7 ☎ 098-917-2206 沖縄県住宅供給公社 コザ出張所 沖縄市胡屋 4-14-31 ☎ 098-988-7686

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
普通自動車又は 125cc 超のバイクを所有していた方	<input type="checkbox"/>	廃車・名義変更	沖縄総合事務局陸運事務所 浦添市港川 512-4 ☎ 050-5540-2091 (自動音声)
軽自動車を所有していた方	<input type="checkbox"/>	廃車・名義変更	軽自動車検査協会沖縄事務所 浦添市字港川 512-12 ☎ 050-3816-3126 (自動音声)
在留カード 特別永住者証明書	<input type="checkbox"/>	返納	福岡出入国在留管理局那覇支局 嘉手納出張所 嘉手納町字嘉手納290-9 ロータリー1号館 ☎ 098-957-5252
生命保険	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	加入している生命保険会社
預貯金口座	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除手続き	各金融機関等
株式等	<input type="checkbox"/>	名義変更	各証券会社等
固定電話・携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承・解約	各契約会社等
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社等
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
電気・ガス料金等	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	領収書に記載されている会社 及び営業所
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社等
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社等

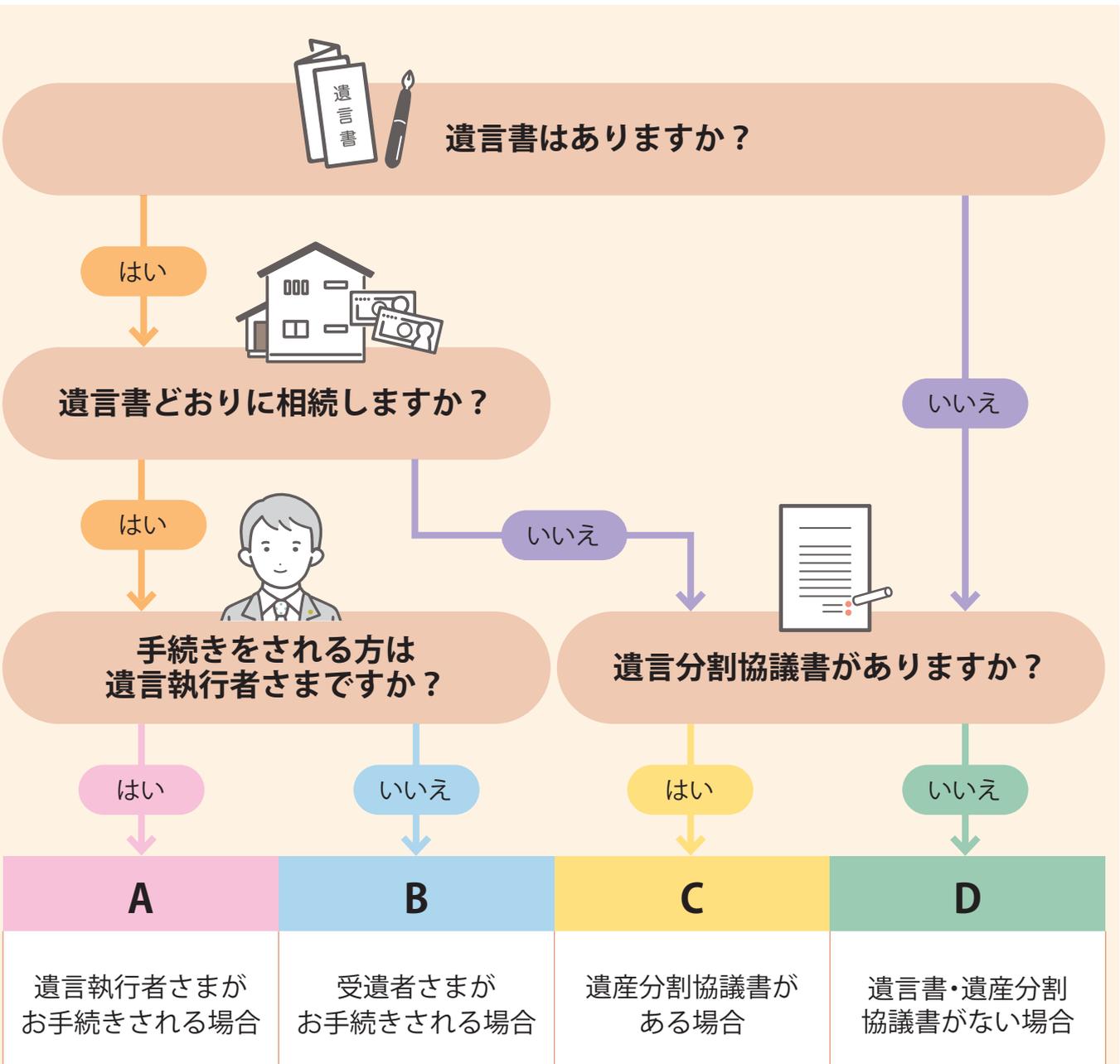
※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただきながら、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

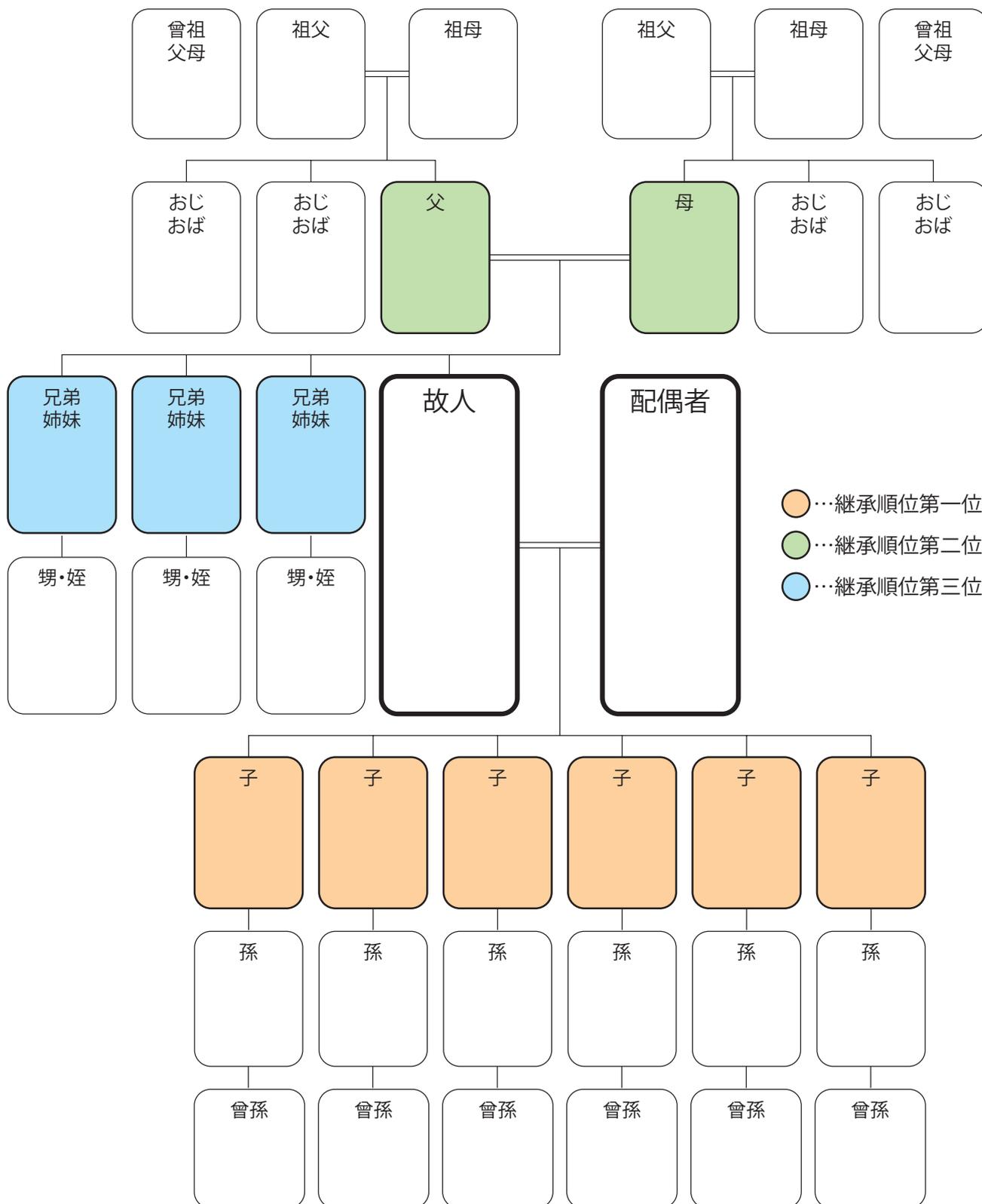
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

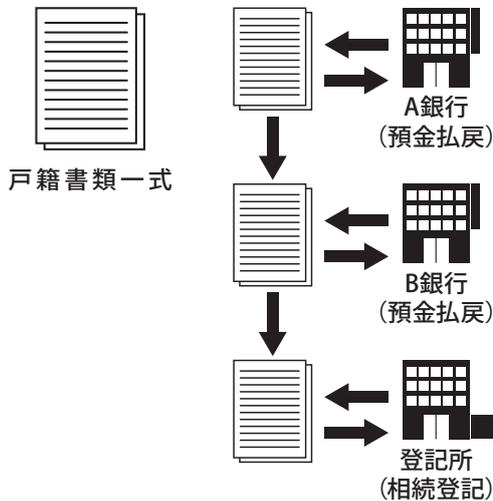
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

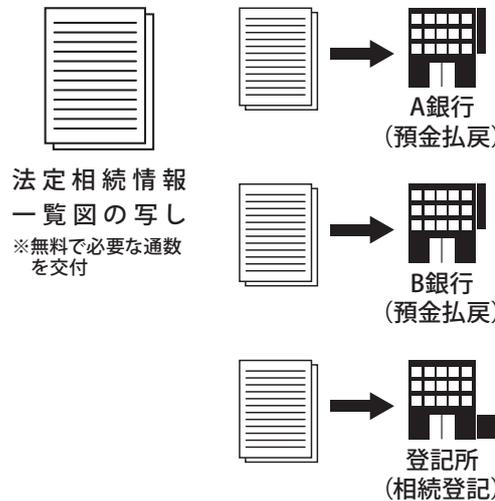
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

うるま市長 あて

代理人（頼まれた人）

住 所 _____
氏 名 _____

私は上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

委任事項（委任する事項に を付してください）

（故人） _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 住民異動届（世帯主の変更等）の届出に関する権限
 住民票（除票）の交付申請および受領の権限

提出先 _____
使用目的 _____

提出先および使用目的は具体的に記入してください。

※住民票（除票）の交付は下記に該当する者からの申請に限ります。

①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者

②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

- 戸籍証明書の交付申請および受領の権限
本 籍 _____
筆頭者 _____

その他に委任したい事項がある場合は、その内容を下記にご記入ください。

- _____

この委任状を書いた日 令和 年 月 日

委任者（頼んだ人）

住 所 _____
氏 名 _____（自署または記名押印）
連絡先 ☎ _____

- ※ 委任者（頼んだ人）がすべて記入してください。
※ 鉛筆、消えるボールペン、修正ペン・テープ等は使用しないでください。
※ 委任内容に疑義がある場合はお問い合わせさせていただく場合があります。
連絡先の電話番号を必ずご記入ください。

MEMO

円満相続のための不動産売却
地域につくす、地元の不動産会社
におまかせください！
弊社が直接買取致します!!

**査定
無料**

お支払い最短

5日

仲介手数料

不要

**訳あり
物件
相談可**

**軍用地
も対応**



- ✓ **家族間の相続争いを避けたい**
- ✓ **調査から売却まですべてお任せしたい**
- ✓ **相続の手続きについて知りたい**

自宅をすぐに現金化
そのまま住める安心感
 てるまさリースバック
売っても住む-ず

自宅を
「売ってもそのまま住める」
 リースバックも可能です。



てるまさリース

ご相談はコチラ

TEL **098-943-4355**

スマホで
ご相談はコチラ



平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当：大城 (オオシロ)、島袋 (シマブク)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番15号Unufaビル3F

FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(1)第5292号

※物件によっては、買取できない場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

故人のご冥福を心よりお祈りいたします

相続手続き、遺産分割協議書の作成、お困りはございませんか？
相続の手続きは、お悩みが一杯

どのような手続きが必要かは、亡くなられた方と残されたご遺族の状況で大きく変わります。

- ・どのような相続資産がありますか？不動産ですか？預貯金はどうですか？
- ・銀行、その他の金融機関はどちらですか？
- ・生命保険はいかがですか？
- ・他にも相続資産はありませんか？

- ・相続関係者の範囲は分かってますか？
- ・会ったこともない相続人の方はいらっしゃいませんか？
- ・残されたご家族の方々だけで相続の話がまとまりそうですか？

- ・沖縄の戸籍は、先の大戦で全部消失したことをご存じですか？
- ・戸籍の訂正、二重国籍、二重戸籍があったりすることはご存じですか？
- ・海外移住の関係者、行方不明の方などいらっしゃいませんか？

- ・手続きには、たくさんの役所とたくさんの士業の方が関わるかも知れないことをご存じですか？
- ・遺産分割協議書の作成なら行政書士
- ・裁判なら弁護士、相続税なら税理士、相続登記なら司法書士
- ・建物の表示登記、土地の分筆登記等なら土地家屋調査士
- これらの多くの専門家とスムーズに話しができそうですか？

行政書士與座事務所は、皆様の相続手続き・遺言書作成手続きが、少しでもスムーズに行くよう、精一杯お手伝いさせていただきます。

まずは無料でのご相談から

TEL 098-989-5975

平日 午前9時～午後6時（土日・祝祭日を除く）

* 事前予約にて承ります。

* 平日のご来所が難しい場合は、土曜日も対応致します。



お電話

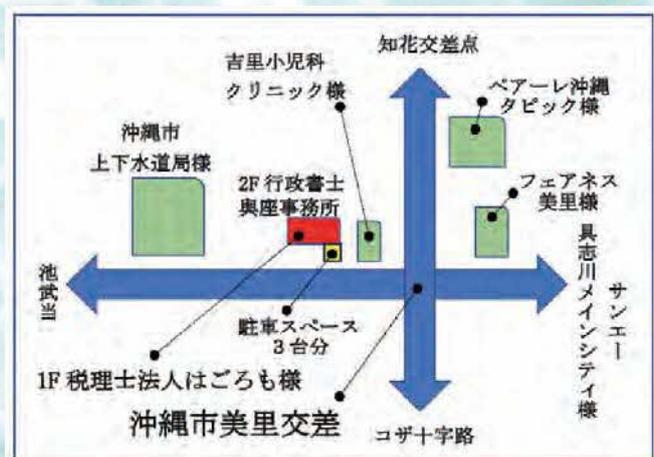
〒904-2153
 沖縄県沖縄市美里5丁目24-18(202)
 (よぎ)

行政書士 與座事務所
 OFFICE YOZA

TEL 098-989-5975 FAX 098-989-5976

Mail : yozalawoffice@gmail.com

宅地建物取引業免許
 沖縄県知事(1)第5189号





どんなに時代は変わっても・・・
訃報のお知らせは、やっぱり新聞で。

沖縄タイムズの謹告をご活用下さい

謹告とは？

告別式を執り行わなかった方や、家族葬のみを行った方が、故人の逝去をお知らせするために後日掲載する広告です。亡くなったお日にちと生前のお礼が基本的な内容となります。

掲載料金
6行

36,300円～
(税込)



<掲載例>: 11行(72,600円)+顔写真(12,100円)合計84,700円>

※お申込みは6行以上からになります。※行数によって料金が変わります。※顔写真・故人略歴掲載の場合はそれぞれ追加料金となります。

よくあるご質問



謹告はどのような場合に活用するのですか？

家族葬の際に想定より多くの会葬を頂いた為、お礼を伝えたい場合や、親戚などへのお知らせがまだ出来ない場合、遺族が把握出来ない故人の交友関係者に向けてお知らせしたい場合などにご活用頂いております。

掲載するタイミングはいつ頃ですか？

葬儀が終了していれば特別決まったタイミングはございませんが、葬儀の翌日や初七日の翌日、四十九日の翌日などに多くお申込み頂いております。



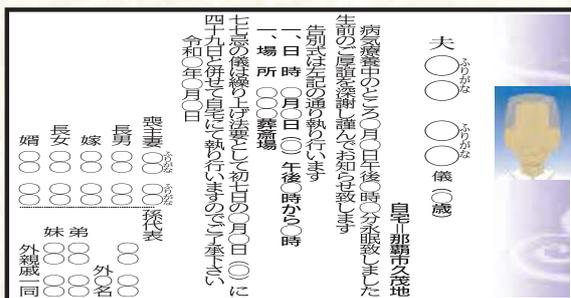
故人の逝去と告別式のお知らせを出したい場合は

告別式広告

掲載料金
1～8人

72,600円～
(税込) ※掲載人数により、料金が変わります。

お世話になった病院・施設へのお礼文や繰り上げ法要の予定、故人の顔写真や、略歴も掲載することが可能です。(要追加料金)



<掲載例>: 8名(72,600円)+顔写真(12,100円)+法要文(12,100円)合計96,800円>

■お申込み・お問合せは

株式会社 タイムスアドネクスト

〒904-0021 沖縄市胡屋1-12-24(沖縄タイムス中部支社ビル4階)

中部支社
営業部

☎ 0120-9609-52

ホームページ

<https://www.times-adnext.co.jp>

謹告申込専用
受付フォーム

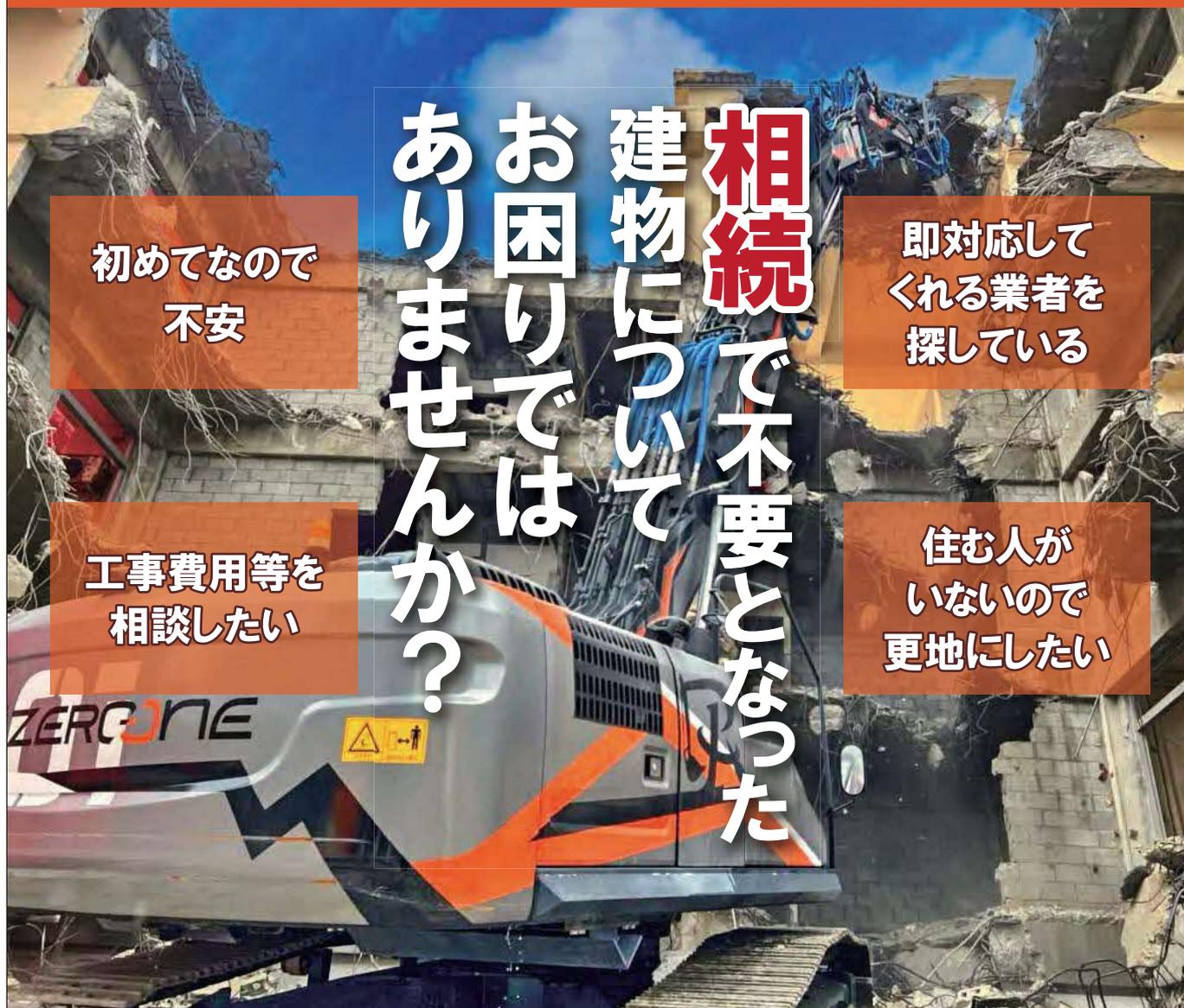


解体工事お任せください

沖縄県全域対応

明朗価格

誠実・迅速対応



初めてなので
不安

工事費用等を
相談したい

相
続
で
不
要
と
な
っ
た
建
物
に
つ
い
て
お
困
り
で
は
あ
り
ま
せ
ん
か
?

即対応して
くれる業者を
探している

住む人が
いないので
更地にしたい

解体工事・アスベスト調査除去のことなら

株式会社琉球 ZERO-ONE (リュウキュウゼロワン)

【受付時間】 8:30 ~ 17:30 【定休日】 毎週土・日曜日

沖縄県沖縄市上地 3-23-30

<https://ryukyu01.co.jp/>

お気軽に
お問い合わせください

☎ 098-989-1020

沖縄県知事許可(般-1)第13843号

FAX : 098-979-8073

公式ホームページ
はこちら



相続手続き / トラブルで お困りのあなたへ



“相続の法律相談窓口”として無料で相談できる
法律事務所があるのをご存知ですか？

どんなことを相談できるの？

- ・ 相続の手続き
- ・ 相続登記
- ・ 遺言書の作成
- ・ 国際相続
- ・ 遺産分割協議
- ・ 不動産、軍用地の相続



／ 私たちが親身にサポートします！ ／
／ まずはお気軽にお電話ください！ ／

0120-927-122

予約のお電話はお早めに！！(受付時間：平日 9:00~17:30)

弁護士法人 琉球法律事務所

琉球法律事務所 無料相談

検索



那覇・ライカム・読谷に3店舗あり!

アクセス



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック

専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します!

ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料!



0120-982-219

[受付時間]

9:00~17:30(年中無休)
※年末年始を除く

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

発行 うるま市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2024年3月